

<訪問看護・予防訪問看護 重要事項説明書>

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社在宅看護センターくるみ
所在地	東京都調布市深大寺元町 4-29-15 メゾン山口 203
代表者名	田中和子
電話番号	042-444-1041

2. 事業所概要

事業所名称	深大寺元町訪問看護ステーション
所在地	東京都調布市深大寺元町 4-29-15 メゾン山口 203
東京都指定事業者番号	1364290260
電話番号	042-444-1041

3. 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

2) 運営の方針

- (1) 深大寺元町訪問看護ステーション（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、医療機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係区市町村、地域の保健・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. サービス内容

健康状態の把握、清潔保持や排せつなど療養上の世話、病気治療のための看護、リハビリテーション、医療や介護における相談と助言、ターミナルケア、その他

5. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師		5名
事務員		1名

6. 営業日・営業時間

通常時間	
平日	8：45～16：45

休業日
土日曜日・祭日
12/28～1/3

(緊急時の対応は 365 日 24 時間しております)

7. サービスを提供する地域

調布市・三鷹市・狛江市・府中市

(その他の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります)

8. 利用料金

1) 利用料

(1) 利用料として、介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

(2) 利用者は、深大寺元町訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

(3) 利用料の支払い方

毎月 15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

利用料は 1 カ月単位とし、利用者の指定の口座から自動振替とします。

当該月の利用料は、翌月 26 日に利用者が指定する口座から振替えます。

(26 日が金融機関休業日の場合は翌営業日)

2) 交通費

前記 7 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費をいただきます。

9. 緊急時等の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、

家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

10. 事故発生時の対応方法

- 1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- 1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- 2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

12. 秘密の保持と個人情報の保護

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

本事業所では、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しています。業務の効率化及びサービスの質の向上を目的として、ICT（情報通信技術）を活用し、タブレット端末等による電子記録の作成、情報の管理及び関係機関との情報共有を行っています。なお、個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、適切に管理します。別紙の「訪問看護における個人情報の取り扱い」を用いてご説明し、同意に基づいて個人情報を適切に取り扱います。

13. 利用者への不適切な対応とカスタマーハラスメントの防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護のため、また虐待等ハラスメントの防止・カスタマーハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 研修を通じて職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- 2) 看護計画、カンファレンスの充実など、適切な支援の実施に努めます。
- 3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護と自身の安全を守ることに取り組める環境調整に努めます。

1 4 . 苦情申し立て窓口

1) 本事業所利用者相談・苦情担当

担当者	田中和子
電話番号	042-444-1041

2) 本事業所以外に、各市・団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市・団体	担当窓口	電話番号
調布市	介護保険課	042-481-7111(代表)
三鷹市	介護保険課	0422-45-1151(代表)
狛江市	介護保険課	03-3430-1111(代表)
府中市	介護保険課	042-364-4111(代表)
東京都国保連合会	苦情相談窓口	03-6238-0177(直通)

1 5 . 同行訪問

本事業所は、在宅医療、福祉分野の人材育成を行っておりますので、現場実習等のご協力をお願いすることあります。

以上の「重要事項説明書」の内容を証するため本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年　　月　　日

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要な事項の説明をうけ、その内容を確認し、同意しました。

利用者　　住所
　　　　　　

　　　　氏名　　印

代理人　　住所
　　　　　　

　　　　氏名　　印

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　所在地　東京都調布市深大寺元町4-29-15 メゾン山口203
　　　　　　名 称 深大寺元町訪問看護ステーション
　　　　　　所長 田中和子　　印

説明者氏名　　印